

＜「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対する日教組の考え方＞

「審議まとめ」には、「主体的・対話的で深い学び」の実現と「確かな知識」の習得や「民主的で持続可能な社会の創り手の育成」が示され、「学びや生活に向かう態度」や「学びを方向付ける人間性」までも評価の対象としています。また、「多様性の包摂」のための「教育課程の柔軟性の確保」を示していますが、「特別の教育課程編成が認められていない児童生徒に対する制度の新設」などの「教育課程の２階部分の柔軟化」は分離教育を助長しています。

日教組は、「審議まとめ」において、特に次の７点を重点としてとりくみます。

- |   |                               |           |
|---|-------------------------------|-----------|
| 1 | 年間総授業時数の削減と学習内容の精選について        | ④～⑥、⑧、⑬～⑳ |
| 2 | 小学校「情報の領域」と中学校「情報・技術科」の新設について | ⑤、⑦、⑧     |
| 3 | 調整授業時数制度について                  | ④、⑧       |
| 4 | 部活動の位置づけについて                  | ⑨、㉒       |
| 5 | 特別活動をゆたかにすること                 | ㉗         |
| 6 | 高等学校の教育について                   | ④、⑧、㉒     |
| 7 | 包括的性教育について                    | ④、⑯、㉒、㉕～㉗ |

１～５は、日教組カリキュラム提言「５つの提言」につながり、継続して求める必要があります。高校についての課題、包括的性教育についてのとりくみも必要と考え重点項目としました。現場の実態を踏まえ、次の文案を参考に意見を述べてください。コメントの冒頭の○印は、特に意見反映していただきたい内容です。（文末の番号は意見の観点番号です）

|                          |
|--------------------------|
| 1 年間総授業時数の削減と学習内容の精選について |
|--------------------------|

（第１部 次期学習指導要領等の基本的な方向性 p.2～）

- 標準授業時数を「最低基準」とした 2003 年の通知を見直し、「不測の事態においては、実施した授業時数が標準授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものではない」とすることを周知すること。⑧
- 小・中学校の年間総授業時数を削減し、各教科等の標準授業時数を弾力的に下回る制度を明確にすること。時数の組み換えでは教育課程全体の過密さを解消しない。真の「余白」には、内容精選と年間総授業時数の削減が必要である。④
- 「統合的な理解・総合的な発揮」にもとづく構造化・精選による「余白」の創出は、現場の教職員の授業改善や工夫に委ねられているが、教職員の多忙化は十分に解消されていない。多様な子どもへの対応についても、教職員の精神的余裕と時間的余裕の両方が必要である。まずは内容精選と年間総授業時数の削減を行い、子ども・教職員にとってのゆとりを作ることが必要である。④、⑤、⑥
- 小学校高学年では、上限である週 28 コマの授業と、朝学習の実施、休み時間の短縮などが行われ、現状のままで、新たに教育内容を加えることは不可能である。学級担任は、授業に加えて、ホームルーム、給食指導、清掃指導、生徒指導などで勤務時間を終えることが常であり、教材研究や学級経営に関する事務などは時間外に行わざるを得ない。より一層の教育内容の精選とと

もに定数の大幅改善などの条件整備が不可欠である。④、⑤

- 「主体的・対話的で深い学び」は、すべての子どもが差別されることなく、安心して学びの場に参加し、意見を尊重されることを前提に実現できる。また、「実現可能性の確保」も、教育上望ましい取組を実施できるかという行政上・実務上の観点にとどまらず、すべての子どもの教育を受ける権利を実質的に保障できるかという観点から判断されなければならない。このため、三つの方向性を価値的に並列するのではなく、子どもの権利条約の四つの一般原則を、教育課程に関するすべての判断を方向付ける共通の基盤として位置付ける必要がある。⑥
- ・教育内容や授業時数の量と「学力」向上との因果関係は不明である。現在、学校では授業時数確保が最優先され、カリキュラムからゆとりが奪われるなか、子ども・教職員は学校生活を送っている。次期学習指導要領等でこれ以上新たに教育内容が付加されると、学校は立ち行かなくなるのが懸念される。新たな内容を付加するのであれば、教育内容を大幅に精選する必要がある。⑤、⑦
- ・授業時数や授業日数の確保のために、夏季休業期間等を縮小したり、学校5日制をなし崩しにする土曜授業が実施したりしている実態はまだあり、教育内容の精選は不可欠である。⑤

## 2 小学校「情報の領域」と中学校「情報・技術科」の新設について

(第1部2章(3) p.10、7章 p.71～、第2部2章 情報・技術、情報 p.143～)

- 小学校中・高学年の総合的な学習の時間に「情報の領域」、中学校に「情報・技術科」が新設される。現在のカリキュラム・オーバーロードで、教材研究の時間も十分に確保できていない状況に加え、新しい学習内容が増えることはさらに多忙化を招き、長時間労働の解消にはつながらない。新設をする前に、教育内容の削減を実現させる必要がある。⑦
- 情報活用能力、メディアリテラシー及び生成 AI に関する学習を充実させる場合は、既存内容との重複を整理し、他の内容の削減を同時に行うこと。「学ぶことが望ましい」という理由だけで内容を追加せず、成長とともに、教育上の必要性及び系統性を厳格に吟味し、カリキュラム・オーバーロードの助長を防ぐこと。⑦
- 情報に関わって、リスクという言葉にとどまらず、いじめや差別の助長にかかわる課題を明記し、人権教育をしっかりと位置付けるべき。知識やスキルだけでなく、それを扱う人権感覚をはぐくむことと両輪であるべきである。⑦
- ・「情報の領域」や「情報・技術科」の新設は、学級担任や教科担当にとって、新たに教材研究が必要になり、さらに負担が増える。新設された学習内容は誰もが理解でき、授業ができるように教材準備から学習内容までを国がパッケージを作り、全国共通のものとして授業ができるようにして欲しい。⑦

## 3 調整授業時数制度について

(第1部4章(2)p.30～、5章(2)p.55、8章(1)p.77～、)

- 調整授業時数制度は任意利用とし、利用しない学校の判断を、学校評価、管理職評価、予算配

分上の不利益に結び付けないこと。④

- 学校裁量の拡大は、条件整備を伴わなければ学校間格差と学校単位の自己責任化を招く危険性がある。特定教科への時数集中、教科の序列化、転校する児童生徒の学習機会の欠落等を防ぐ具体的な安全策が必要である。④
- すでに限界となっている週時間割に、教職員の教材研究の時間を組み込むことは困難であり、現場に混乱を招くことになる。まずは、学習内容の精選と削減を行い、現場で実感できるようにしてほしい。④、⑤、⑧
- ・調整授業時数制度は検証・公表・伴走支援が前提の段階的な導入とし、全国的な制度化に先立ち、研究校について、教科別授業時数・総授業時数、児童生徒の負担と学習状況、教職員の勤務実態、学校間格差、転出入への影響を国立教育政策研究所等による専門的・学術的な調査結果に基づき検証し、その結果を公表すること。④
- ・授業時数の配分変更だけで学習状況が改善するとは限らず、その効果は、学級規模、指導方法、教材、教職員・支援員の配置、学習内容の量等との関係を含めて検証する必要がある。先進的な成功事例だけを基に全国展開すれば、制度の副作用、学校や地域の条件による効果の差、制度を運用するための追加的負担を見落とすおそれがある。そのため、制度の導入、検証、見直しを一体として設計する必要がある。④
- ・調整授業時数制度を導入しなかった学校や中止・変更した学校の事例も調査の対象とすること。想定される副作用を把握・是正するための検証指標、定期的な見直し手続き及び必要な場合の制度変更の可能性をあらかじめ明記すること。国の責任で、各学校への専門的な伴走支援の体制整備を行い、各学校に新たな報告業務を増やさないこと。④

#### 4 部活動の位置づけについて

(第2部1章 総則(8) p.92～)

- 部活動は教育課程外の活動であり、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、部活動指導も「必ずしも教師が担う必要のない業務」と位置付けられている。これらを踏まえ、教員の顧問配置を当然の前提とせず、本人の意思への配慮、地域展開、部活動指導員等の活用を含めた持続可能な運営の考え方を明記すべきである。⑨
- 高等学校について「部活動についてのみ記載」とすることは再検討すべきである。改正給特法の附則第三条では「部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと」と定め、学校種を限定していないからである。⑨
- すでに少子化の進行により、地域や学校によってはチームスポーツの維持や部活動そのものの存続が困難となっている。次期学習指導要領が対象とする今後約10年間で、この状況はさらに進行することが想定される。地域展開、部活動指導員の活用を含め、将来を見据えた持続可能な活動の在り方を高等学校についても記載すべきである。⑨

#### 5 「特別活動」について

(第2部2章 特別活動 p.343～)

- 子どもの権利条約の理念のもと、特別活動には、子どもの意見表明の場を確実に設定する必要がある。学級活動とは別に、児童・生徒会活動及び学校行事に充てる標準授業時数を、学校教育法施行規則において明示し、制度的に保障すること。児童生徒の提案、意見表明、対話、合意形成及び企画・運営を保障し、教師の過度な負担を前提としない人的・時間的条件を整えること。⑳
- 特別活動の基本的な考え方では、こども基本法の規定にとどまらず、「子どもの権利条約（児童の権利条約）」も明記すべき。生徒指導提要にも権利条約の四つの原則の理解は不可欠と明記されているものの、教員においても認識が広まっていない現状がある。㉑
- 民主主義の担い手の育成と共生社会の基盤として特別活動が重要とされている。しかし、学級活動以外の活動時間が制度上十分に保障されなければ、その理念は実現しない。㉒
- ・主権者教育の視点として、特別活動において「自治的能力を育成する」ことは重要である。「社会科や公民科との関連」に留めることなく、すべての教科・科目で意識的に推進していく必要がある。㉓

## 6 高等学校の教育について

(第1部8章(2) p.79～、第2部1章 p.124、第2部産業教育 p.285～)

- 教育課程の柔軟化により、少人数の選択科目、学校設定科目、組替え後科目等を実施するのであれば、それに必要な教職員定数の改善を同時に行うべきである。特に過疎地や小規模校では、生徒数の減少によって教員数も減少しており、科目を開設できず、生徒の選択肢が狭まる可能性がある。㉔
- 外部資格による必修科目の履修免除は安易に導入すべきではない。受験料や資格取得のための学校外教育へのアクセスの差が、学校教育の差につながる恐れがある。さらに、高校入学前からの資格取得競争を促進する可能性もある。㉕
- 学校教育における学びは、個々の生徒がどの程度の知識・技能を身に付けているかのみで完結するものではない。「多様な他者と共に学び、生活を共にする学校という場の特性を最大限に生かす」ためにも、高い資質・能力を有する生徒を必修科目からあらかじめ切り離すことは、当該生徒だけでなく、共に学ぶ他の生徒にとっても、多様な他者と学び合う機会を損なう可能性がある。㉖
- ・学校設定科目や組替え後に科目を大幅に拡大する場合、特定の教員の専門性や力量に依存した科目が増え、転勤・退職等によって継続が困難になる可能性がある。㉗
- ・単位制の柔軟化について、大学入試対策に過度に傾倒した運用を防ぐ必要性が指摘されているが、その防止策が示されていない。例えば、入試科目ではない教科の減単や、入試科目への過度な単位配分が生じないための基準を示す必要がある。㉘
- 産業教育において産業界等との連携・協働を拡大するのであれば、企業等との調整を担当するコーディネーター等を配置すべきであり、教員に新たな調整業務を担わせるべきではない。㉙
- 産業教育については、教育活動と企業の採用活動との関係を明確にし、特定企業への事実上の

進路誘導や、企業間の公平性を損なうことがないよう、国としてガイドラインを示すべきである。②④

- 地域・企業・大学等との連携を求める場合、そのための打合せ、連絡調整、引率、移動等が新たな業務負担を生じさせないようにすべきである。外部との連携を教員個人の善意や勤務時間外の活動に依存させず、連携を担う専任・専門人材を配置するとともに、打合せ時間を勤務時間内に確保する必要がある。また、校外での探究活動や企業・大学等との連携に必要な交通費・移動費等について、学校や家庭の負担とせず、国による財政措置を講じるべきである。②④、②⑥
- 次期学習指導要領には高校グランドデザインの考え方が強く反映されているが、これは労働力需給や産業界の人材需要を強く意識した内容となっている。高校教育が経済政策・産業政策に過度に従属し、生徒を将来の労働力としてとらえることの無いよう、自己実現、本人の進路選択を第一にすえることを明確にすべきである。②④、②⑥

#### <各論について>

### 7 包括的性教育について

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を、個別相談の対象に限定せず、人権教育、保健教育、道徳、特別活動等の教育内容に位置付けること。②②、②⑤、②⑦
- 性教育については、生殖に関することに限らず、ジェンダー平等、人権的アプローチに基づき、様々な教科の中で包括的に扱われる必要がある。第1部の基本的な考え方のなかに、「あらゆる教育活動の中で包括的に性教育を行う必要性」を明記すべき。④、②⑦
- 「異性への関心」をすべての子どもに共通する発達像として示す表現を改めること。また、「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」との規定を見直し、同意、境界、身体の尊重、性暴力の防止及び相談先に関する学習を含む包括的性教育を体系化すること。①⑥、②②
- すべての子どもが科学的に正確な情報を学び、差別、偏見及び性的被害から守られるためには、性的少数者に対する個別的な相談・支援だけでは不十分である。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について、すべての児童生徒が学ぶ機会を保障するとともに、身体の自己決定及び心身の健康に関する権利を教育内容として保障する必要がある。④

### 「社会に開かれた教育課程」について

#### (第1部 次期学習指導要領の基本的な方向性 p.2～)

- 社会と連携・協働を重視しながら学校づくりをすすめるためには、カリキュラム編成権は学校にあることを前提に、子どものゆたかな学びを保障する観点から、地域社会との適切な連携・協力関係を構築する必要がある。②～④、②⑥、②⑦
- 学習指導要領等は学校教育における大綱的基準である。学校から家庭や地域、民間企業への協

力依頼や、関係者から学校への協力依頼などについては、それぞれの立場をふまえた節度あるものとする必要がある。②

### 「主体的・対話的で深い学び」について

#### （第1部 次期学習指導要領の基本的な方向性 p.6～）

- 「主体的・対話的で深い学び」は、すべての子どもが差別されことなく、安全かつ安心して学びの場に参加でき、意見を尊重されることを前提として初めて実現できる。子どもの権利条約の四つの一般原則、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」を『生徒指導提要』と同様に、教育課程の編成・実施・評価を含むすべての施策に通底する共通原則として明記すること。③
- 「主体的・対話的で深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」を価値として並列するのではなく、教育課程に関するすべての判断を方向付ける共通の基盤として子どもの権利条約の四つの一般原則を位置付ける必要がある。③
- ・「自らの人生を舵取りする」という理念は、自律的で自己充足的な個人像として受け止められる可能性が十分にあるため、学習結果を専ら本人の選択、努力又は自己調整の結果として捉える考え方の強調に傾き、子どもが抱える困難の社会的・制度的要因が見えにくくなる。「好き・得意」や自己調整を評価・選別の新たな物差しにせず、必要な支援を受けながら学ぶ権利と結び付ける必要がある。②
- ・「自ら人生を舵取りする力」「好き・得意」「自己調整」の明記が、学習結果の自己責任論に転化しないように配慮した記述にすること。②
- ・児童生徒の興味・関心など、学習の自己調整を尊重しつつ、家庭の経済状況、障害、言語、文化、性別その他の条件による差を本人の努力不足に還元しない旨を、総則及び解説に明記すること。③

### 「多様性の包摂」について

#### （第1部 次期学習指導要領の基本的な方向性 p.6～）

- 特別な教育課程の新設・拡充や「多様な学びの場」の整備だけでは、多様な子どもが通常の学級で共に学ぶ権利が保障されたことにはならない。学習及び参加を妨げる環境上・制度上の障壁を除去し、本人と保護者の意思と尊厳を基礎として、通常教育制度へのアクセスと合理的配慮を保障する必要がある。②、④
- 「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成、活用については、「個別的教育課程」であることを明確化すること。作成にあたっては、通常学級の教育課程と調整のうえ、「共に学ぶため」に子ども・保護者の参画・同意を原則として作成することを明記する必要がある。④
- 「2階部分」という制度や場所が用意されることで、安易な分離につながるという懸念がある。困難を改善するという「個人モデル」ではなく、「人権モデル」にもとづきすべての子どもがともに学ぶことができる学校づくりへと政策を転換すべき。またそのための環境整備や人的配置

等の措置をすべき。④、⑨

- ・高校入試における合理的配慮の提供は、本人と保護者の希望をふまえた合意のもと確実に行うこと。また、入試での合理的配慮を入学後の支援や配慮につなげ、進級や卒業にむけた評価を行うこと。④
- ・「みんなで同じことを同じように」を過度に要求する面が見られるという課題に対し、特異な才能のある児童生徒への対応ではなく、一人ひとりの存在が尊重される学校の在り方の検討へ舵を切るべき。②⑨
- ・多様な子どもが主体性を発揮し、学べるようにする工夫を現場の教員等に任せきりにせず、より実現しやすくするための伴走支援は、必要不可欠である。そのための教育条件整備を拡充させること。④
- ・日本政府は、子どもの権利委員会、人種差別撤廃委員会等からアイヌや琉球をはじめとするマイノリティや先住民の子どもに対して、マイノリティの言語で、もしくはその言語について教育を受ける機会を保障するよう、くり返し指摘・勧告されている。マイノリティや先住民の子どもの教育を受ける権利について記述が必要である。②⑤～②⑦

#### 特別支援教育について

(第2部1章特別支援教育 p.113～)

- 国連障害者権利委員会の勧告をふまえ、通常の学級で共に学ぶ権利を保障し、インクルーシブ教育の具現化を求める。障害等を理由として通常教育制度から排除されず、通常の学級への就学及び継続的な参加を実質的に保障されるための制度を整備すること。教職員配置、支援員、合理的配慮、教材、情報保障及び施設整備を国の責任で充実させること。④、⑪
- 通級による指導について、もとの教室を離れて指導を受けることに心理的ハードルの高さを感じる子どもが多い。通級指導の対象となりうる子どもが、通常の学級で必要な支援を受けながら学習活動にとりくむことができるよう十分な人的条件を整備すること。④、⑪
- 「社会モデル」だけでなく「人権モデル」を明記し、特別支援教育における「自立活動」の目的にある、障害による学習上又は生活上の困難の「改善・克服」という「個人モデル」を示す表現を改めること。④、⑪

#### 外国につながる子どもの教育について

(第2部 総則 p.6～)

- 「外国人児童生徒等の教育の充実」については、日本語指導に特化されており、外国につながる子どものアイデンティティの確立に不可欠である母語・母文化教育を受ける権利を保障する観点を明記する必要がある。⑨
- 「外国人児童生徒等の強みを生かしながら、教育課程全体を通じ、社会に参画するための資質・能力を育成する」という基本的な考え方を明示する」とあるが、教育によって同化が強要される

ことになってはいけない。⑨

- 「教育課程全体を通じ、日々の学習や、多様な人々との個性を生かした協働に必要な資質・能力を育成する」という基本的な考え方は日本の生活習慣や文化を押し付けることになりかねない。母語や母文化、一人ひとりのアイデンティティや尊厳を守られた教育の実践につながるよう明記すべきである。⑨

#### 「豊かな学びにつながる学習評価」について

(第1部6章 p.61～)

- 評価項目や記録様式の増加は、教材研究と授業改善の時間を奪うとともに、児童生徒の学習過程や人格的側面を過度に管理するおそれがある。とりわけ、「見取る姿」に基づく「○」の付記は、形式上は評定に直接用いないとされても、実質的には新たな評価区分として受け止められる可能性がある。⑥
- 観点別学習状況の評価、評定及び指導要録等の関係を整理し、日常的な記録、入力及び根拠資料の収集を必要最小限にすること。特に、「学びに向かう力、人間性等」について、「見取る姿」に基づく「○」を「思考・判断・表現」の観点別評価に付記する方式は導入せず、数値化や段階別評価を伴わない個人内評価にとどめること。⑥
- ・評価の信頼性や公平性を確保するためには継続的な観察と記録が必要となり、「余白」の創出及び学習評価の簡素化という改訂の方向性に反するおそれがある。学習評価を簡素化し、学習評価に関わる新たな負担を生じさせないこと。⑥

#### 「業務の適正化」について

(第1部8章 p.87～)

- 子どもとむき合う時間を確保するため、「学校現場における業務の適正化に向けて」が策定され、改善方策が示された。教職員の業務の見直し、教員が担うべき業務に専念できる環境整備の推進、学校運営の適正化、勤務時間管理の適正化は、緊急かつ最優先課題として確実に実行する必要がある。⑧

#### 「幼児教育」について

- これまで、幼児教育で大切にされてきた遊びの中の「学び」について、小学校関係者等と確実に共有をはかること。特に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、「到達目標ではないこと」を明記し、小学校教員にも到達目標ではないという認識を周知したうえで、幼小の円滑な接続をすすめる必要がある。その際、お互いの業務に過度な負担とならないことを前提に情報共有のための時間を確保すること。⑩
- 「5歳児修了までに育ってほしい具体的な姿」として10項目が示されているが、現在の領域と

の関連や、項目相互の関連が明確ではない。幼児の学習内容を規定した6領域に戻ってしまい、遊びの内容を具体的に規制することになる。「他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評価によってとらえるものではないことに留意する」とあるが、「できる」こと、「身につく」ことに主眼を置けば、比較や達成度についての評価は避けられなくなる。具体的な姿が「到達目標ではない」ことを明示すべきである。⑩

- 改訂により、子どもたち一人ひとりとのより丁寧なかかわりや見取り、記録・評価が求められている。そのためには職員の時間的・精神的余裕が不可欠であり、園の体制や人員が整わない中での実施は、過重労働につながり、意図した改善につながらない。実現可能とするためには配置基準の見直しをさらに進め、幼児教育施設においても働き方改革の推進にかかる手立てや予算措置を国が主導してすすめる必要がある。⑩
- 預かり保育や夜間保育にかかわっては、携わる職員の業務や勤務時間の整理をしたうえで行う必要があり、職員の時間外勤務ありきでの運用にならないようにすべきである。⑩
- ・最新の医学的・学術的知見等に基づき、迅速で適切な対応を求めるのであれば、養護教諭を必置と明記するとともに「配置に努める」とされている設置基準を見直すべきである。⑩
- ・すべての乳幼児が共に生活することが当たり前の環境で育つことは、インクルーシブな園や学校づくりに大きな意味を持つ。園における環境整備・人的配置の充実がなされるべきである。⑩、⑪
- ・特別支援教育について、幼稚園における一人ひとりの支援としての指導の工夫をすすめるのであれば、特別支援コーディネーターの専任配置や支援員の充実が必要。実現可能とするリソースを明示すべき。⑩、⑪
- ・預かり保育については、「教育課程に係る教育時間を含めた全体の中で計画、実施する必要がある」「地域の人々との連携などチームとしてとりくむ例を示す」とされているが、公立幼稚園の中には、預かり保育の人的条件等も十分に整っていない状況で、実施しているところもある。十分な人的配置が急務である。⑩

## その他

- 改訂過程に教職員・子ども・保護者等の意見を実質的に反映すること。②
- 教育課程企画特別部会、各特別部会及び各教科等ワーキンググループの議事録を、会議後速やかに公開すること。学校現場の教職員、児童生徒、保護者、障害当事者、外国につながる人々その他の関係者から直接意見を聴き、寄せられた主要な意見を論点別に整理し、それを改訂案に反映したか否か及びその理由を公表すること。②
- 教育課程の当事者の知見を反映しなければ、制度の副作用、実施上の負担及び少数者への影響を把握できない。子どもの意見表明権は、教育内容として教える対象にとどまらず、子どもに直接関係する教育課程の改訂手続においても保障されるべきである。②
- 社会科において、主権者教育に関わって、政治への参加にかかわる学習については、外国籍の人は参政権を有していない現状があるということに留意するよう明記すべき。⑭

- 家庭科において、家庭生活の学習において、固定的性別役割分担意識の助長につながらないよう留意するよう明記すべき。⑳
- 「デジタルを使ってリアルな学びを支える」ためのデジタル教育基盤であるが、五感を通じて得られるリアルが体験できなくなる。「におい」「触感」などは、デジタルからは得られない。  
③
- 全国学力・学習状況調査について、「過度な負担が生じないような配慮を充実」とあるが、すでに子どもと教職員の重い負担となっていることから、CBTによる調査を実施するための環境整備や悉皆調査の見直しをすること。㉒
- 全国学力・学習状況調査の問題と学習指導要領の項目を対応させてオンラインで探せるようにする仕組みが考えられているが、調査の事前対策として活用される可能性がある。事前対策は調査の目的を損なうことにつながるだけでなく、子どもと教職員の負担が増すことから慎重に検討する必要がある。㉓
- 教科書の分量が多いことから教科書の内容の精選が考えられているが、現在の教科書は子どもや教職員の使いやすさを考えて作成されてきた結果である。そもそも教科書の内容が多くなるのは、学習内容が多いことに原因がある。学習指導要領に定められた学習内容を削減しなければ、教科書の分量は削減できない。㉕
- 多様な教科書の中から子どもにとってよりよいものを採択することができるように、それぞれの特徴が失われないよう慎重に教科書の精選をすすめること。㉖
- p 95「過重な負担」という表記について、安心や安全に関しての丁寧な対話は必要であるが、過重な負担という表現は、適切でない。負担となり、提供ができなければ通常学級で過ごすことが難しいということになれば、分離が助長されることになる。㉗
- 初年度の計画は時間がかかることが必至である。教務への負担が懸念されているが、ツールの提供や活用にとどまらず、管理職や教育委員会が伴走し、一部の担当教員に丸投げにならないようにすべき。また、その際には、各学校の主体性を尊重すべき。㉘
- キャリアパスポートの効果を検証すべき。転出入や進学により混乱が起きているケースもある。特定の手段に限定しないという変更には理解を示すが、「キャリア教育」の必要性を認識しつつも、とりくみの有無や取り扱いについては各学校の判断にゆだねるべき。㉙
- 各所に負担のない範囲での支援という記載があり、教員の働き方に対する配慮を感じる。一方で、学校での支援や対応について、負担があれば対応を断念せざるを得ないという構図は、無理した対応や排除につながりかねない。環境整備、人的措置、必要な財政措置を追加することもしくは他の業務削減によって実現可能とする制度にしていく必要がある。㊳